

◎新潟県告示第358号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

株式会社東京建築検査機構

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造判定事業部 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 TBTC名古屋構造センター 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号 TBTC九州構造センター 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号 TBTC沖縄構造センター 沖縄県浦添市牧港五丁目6番2号 TBTC仙台事務所 宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号	構造判定事業部 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 TBTC名古屋構造センター 愛知県名古屋市中区錦三丁目7番9号 TBTC九州構造センター 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号 TBTC沖縄構造センター 沖縄県浦添市牧港五丁目6番2号 TBTC仙台事務所 宮城県仙台市青葉区中央一丁目2番3号 TBTC中国構造センター 広島県広島市中区銀山町3番1号

3 変更する年月日

令和2年4月1日